

産業厚生建設委員会会議録（令和6年3月15日）

出席委員 竹原委員長 開田副委員長 安達委員 谷崎委員 尾崎委員 原委員
中川委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 水野市長 柿沢副市長 石川健康福祉部長 黒川産業民生
部長 岩城建設部長 小川医療保健課長 大村市民課長
相沢生活環境課長 櫻井商企画課長 永田水産観光課長
石井農林課長 北島都市計画課長 荒俣建設課長 石坂上
下水道課長 川口市民健康センター所長 梅原福祉課主幹
職務のため出席した事務局職員 落合局長 中田局長補佐

午後1時30分開会

竹原委員長 ただいまから、令和6年3月定例会産業厚生建設委員会に付託された案件を
審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

安達真隆委員、谷崎潤一委員にお願いいたします。

日程第2、付託議案の審査に入ります。

議案第10号から第11号、議案第21号から第30号及び議案第33号から第34号の14議案を
一括して議題といたします。

まずは予算関係の議案についてです。

常任委員会に付託されました予算案の説明については、全体委員会でのみとすること
となっております。よって、議案第10号 令和5年度滑川市一般会計補正予算（第9号）
及び議案第11号 令和5年度滑川市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）については、
当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加して説明があればお
願いいたします。

（特になし）

竹原委員長 ないようですので、これより質疑に入ります。質疑のある委員、追加で説明
を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

なお、議案書あるいは資料集等々でページ数を言っていただければ幸いに存じますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、委員の方、質疑があれば、挙手の上、発言願います。

原委員 10-17ページ、第14款の河川水路災害復旧費、2,400万円とありますけど、この箇所というのは、運動公園の球場周辺というか、どういう範囲で。教えてもらえますか。どれぐらいの長さなのか、延長で。

荒俣建設課長 場所につきましては、ちょうど本丸球場の管理棟の、魚津側といいますか、その管理棟の前にトイレがあります。その裏に、普通河川といって有金川というものが流れています。ちょうど駐車場から新幹線のほうまでなんんですけど、その間で、173.5メートルの区間です。

それぞれ右岸と左岸がありまして、右岸側、魚津側につきましては119メーターほど、左岸側、球場側につきましては85メーターの区間で、現在ブロック積み及び石積みの状況になっていますが、そういったものが少し地震の関係で起きたといいますか、もともと3分の勾配であるものが2.5分ぐらいに傾いたような形になって、河川管理道路のほうに亀裂が入ったという状況になっております。

延長が長いものですから2,400万円という金額になっておるんですけど、ブロック積みの高さにつきましては、1メーター90センチほどのもので復旧いたします。

竹原委員長 よろしいですか。

原委員 そしたら、本丸球場を見に行ったときに、駐車場から入ると、水路の石積みが崩れておったりしておったが見ておるがやちゃね。そういうがも含めて、いわゆる管理用通路の修復は全てその173.5メーターの範囲で工事するという。それは調査されてのメーターだと思うがで、それ以外はないということやね。

荒俣建設課長 今予算で申し上げておる中には調査設計費は入っていないんですが、173.5メートルの区間で、右岸側は119メーター、左岸側は85メーター、全く同じ場所じゃなくてちょっとずれたり。全部足すと、そういった形になります。ブロック積み自体をやり替えるという工事になっております。

竹原委員長 よろしいですか。

原委員 はい。

竹原委員長 そのほか、ございませんか。

ございませんか。ございませんね。

(質疑する者なし)

竹原委員長 ないようでしたら、引き続き予算以外の議案についての説明に入ります。

議案第21号 滑川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてから、順次、当局より説明を願います。

小川医療保健課長 議案集の21-1ページをお願いいたします。

議案第21号 滑川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

一昨日、訂正をお願いしたものでございます。21-1ページ、訂正箇所でございますが、ページ中ほどのほうで、「32,200円」というところを「30,000円」に、その下の行です、「42,900円」を「39,300円」に、さらにその下の行です、「48,600円」を「46,800円」に訂正ということでお願いしておるところでございます。

資料集のほうで説明しますので、資料集の35ページをお願いいたします。

改正の理由につきましては、2点ございます。1点目は、介護用品の支給に係る事業が任意事業の対象外になったということで、保健福祉事業に移行することとして、所要の改正を行うものでございます。2点目につきましては、介護保険法施行令等が改正され、4月1日から施行されることから、第9期の介護保険事業計画期間における保険料等について所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、1点目の保健福祉事業につきましては、新たに章及び条文を追加するものでございます。2点目の保険料の改正につきましては、①のほうですが、基準額、第8期では月額で5,741円でございますが、第9期では5,958円、217円の増額というふうになるものでございます。

この基準額は、その下の表のほうの第5段階で、年額にして7万1,500円になるものでございます。

先ほど訂正したものは、この表で言いますと、第1段階から第3段階の3つの段階になります。ただ、この段階につきましては、低所得者支援のため、先ほどの金額ではなく、さらに軽減して、今ここに記載しておりますそれぞれ改正後で、第1段階1万7,900円、第2段階2万5,000円、第3段階が4万6,500円となっておるものでございます。

そのほか、第8期まででは第11段階まででございましたが、第9期では13段階まで、2段階増やして、保険料率につきましては、最大で1.8だったんですが、13段階で最大1.95というふうにしております。

36ページのほうをお願いします。

基準所得金額でございますが、第8期では第1段階で400万から700万という幅でおったものですが、細分化して、9期では11段階、12段階を追加して、100万ずつ区切っておるものでございます。

施行期日は令和6年4月1日でございます。

新旧対照表のほうをそのまま、38ページをお願いいたします。

こちらも先日併せて訂正させていただきました新旧対照表ですが、上から3行目の（1）と（2）、（3）の数字がそれぞれ先ほどの数字ということになるものでございます。

続きまして、資料集で説明したいと思いますので、45ページをお願いいたします。

議案第22号でございます。

制定の理由につきましては、法令の改正ということで、この後、23・24・25号の改正につきましても、同じ理由でございます。

改正の内容でございますが、滑川市の指定しております地域密着型サービス事業所におきまして、この記載のとおりではございますが、管理者の兼務範囲の明確化ですか、管理者の兼務等について緩和されることですとか、身体的拘束等の適正化を推進するもの、それから46ページのほうになりますが、医療機関との連携体制の構築について定めるものでございます。

続きまして、資料集の89ページのほうをお願いいたします。

議案の第23号でございます。

こちらにつきましては、先ほどの議案第22号につきましては、事業者が介護サービス事業者についてでございましたが、23号につきましては、介護予防サービス事業者についての条例改正でございます。

改正の理由で、内容は共に先ほどの22号と同じものでございます。

続きまして、資料集の105ページをお願いいたします。

議案第24号についてでございます。

改正内容についてですが、ケアマネさんたちのいらっしゃる事業者でございますが、居宅介護支援事業者が介護予防支援の指定を受けるための規定について定めているものなどでございます。

続きまして、117ページのほうをお願いいたします。

議案第25号についてでございます。

改正内容につきましては、居宅介護支援事業者、今ほどのケアマネジャーさんがいらっしゃるところの、1人当たりの取扱件数の基準を増やすなどの変更をするものでございます。

説明は以上でございます。

竹原委員長 ありがとうございます。

続いて、議案第26号 滑川市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について、お願ひいたします。

相沢生活環境課長 それでは、議案集の26-1ページをお願いいたします。

議案第26号 滑川市火葬場条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

資料集にてご説明いたします。資料集129ページをお願いいたします。

今般の条例改正につきましては、火葬場の使用料の改正でございます。滑川市火葬場の使用料につきましては、滑川市民の方の使用料については平成16年6月、滑川市以外にお住まいの方の使用料につきましては平成20年の4月に改正して以降、現在に至っております。前回改正時以降の運営経費の増大や県内の他自治体における同種斎場使用料の状況を踏まえまして、今般使用料を改正するものでございます。

主な内容といいますか、使用料の改定内容につきましては、市民の方につきまして、満15歳以上の方につきましては5,000円から1万5,000円、満15歳未満の方、また死産児等につきましては、2,000円から6,000円の値上げをするものでございます。

また、市民以外の方につきましても、それぞれ同種の区分に応じて8,000円から2万円の値上げのほうを予定してございます。

内容につきましては、資料集にお示しのとおりでございます。

施行期日につきましては、公布後の周知期間を踏まえまして、7月1日としております。

なお、次のページの新旧対照表については省略をさせていただきます。

以上でございます。

竹原委員長 続いて、議案第27号 滑川市東福寺野自然公園条例の一部を改正する条例の制定について、お願いします。

北島都市計画課長 それでは、議案集27-1ページをお願いいたします。

議案第27号 滑川市東福寺野自然公園条例の一部を改正する条例の制定についてで

ございます。

議案資料集で説明いたします。資料集の131ページをお願いいたします。

条例の改正理由でございますが、東福寺野自然公園研修センター「青雲閣」が令和6年3月31日をもって廃止することから、公園条例において青雲閣に関する規定を削除するものです。併せてバーベキュー広場に関する規定を追加し、利用方法や利用料金等の明確化を行うための所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしましては、青雲閣に関する規定の削除で、青雲閣宿泊利用者の公園入園料を50円減額する規定を削除するもの及びバーベキュー広場に関する規定の追加で、バーベキュー広場の利用料金を追加するものです。

施行期日は令和6年4月1日でございます。

なお、新旧対照表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

竹原委員長 次、議案第28号 滑川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、お願ひいたします。

石坂上下水道課長 それでは、議案集の28-1ページをお願いいたします。

議案第28号 滑川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案資料集でご説明させていただきます。資料集の135ページをお願いいたします。

条例の改正理由でございますが、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日に施行されることから、当該条例において地方自治法を引用している部分について所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治法に新たな規定が設けられたことで、条例第5条で引用する法の条が繰り下がったことから、当該条例を改正するものであります。

施行期日は令和6年4月1日としております。

なお、136ページの新旧対照表については、説明を省略させていただきます。

それでは、引き続きまして、議案集の29-1ページをお願いいたします。

議案第29号 滑川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案資料集でご説明させていただきます。資料集の137ページをお願いいたします。

条例の改正理由でございますが、テレワーク等の在宅勤務などに伴う光熱水道費等の費用負担を軽減し、制度の積極的な活用推進を図るため、国家公務員に準じて在宅勤務等手当を支給するための所要の改正を行うものでございます。

また、併せまして、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、令和6年4月1日に施行されることから、それに伴い、会計年度任用職員として任用される企業職員に対して勤勉手当を支給するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては2点ございまして、1点目は、第2条及び第7条の3関係で、国において国家公務員の在宅勤務等に伴う光熱水道費等の費用負担軽減を目的に在宅勤務等の手当が新設されたことから、在宅勤務等の推進を図るため当該条例を改正し、在宅勤務等手当を支給するものでございます。在宅勤務手当等の額は月額3,000円を予定しております。

2点目は、地方自治法の一部を改正する法律において、会計年度任用職員に対する勤勉手当が新設されたことから、当該条例を改正し、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するものでございます。

施行期日は令和6年4月1日としております。

なお、138ページからの新旧対照表については、説明を省略させていただきます。

それでは、引き続きまして、議案集の30-1ページをお願いいたします。

議案第30号 滑川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案資料集で説明させていただきます。資料集の140ページをお願いいたします。

条例の改正理由でございますが、生活衛生などの関係行政の機能強化を図るため、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律が公布され、厚生労働省が所管する水道法の権限が厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣へ移管されることに伴って水道法の一部が改正されることから、当該条例において引用している部分について所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、第5条、第38条、第41条関係で、水道法の権限移管により、厚生労働省令を国土交通省令に改めるものでございます。

施行期日は令和6年4月1日としております。

なお、141ページからの新旧対照表については、説明を省略させていただきます。

竹原委員長 続いて、議案第33号 証明書等の交付等に係る事務の相互委託の廃止につい

て、説明願います。

大村市民課長 それでは、議案集33－1ページをお願いいたします。

議案第33号 証明書等の交付等に係る事務の相互委託の廃止についてでございます。

これにつきましては、県内市町村の窓口において、他市町村の住民票の写しや印鑑登録証明書等の交付を相互委託によって行っておりますが、県内全市町村でマイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスが開始されたこと、また全国の市町村の窓口において戸籍証明書等の広域交付が令和6年3月1日から開始されたこと等によりまして、富山広域窓口サービスが令和6年3月31日をもって終了することから、今回、地方自治法第252条の14第2項の規定により、滑川市と県内その他市町村との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約による事務の相互の委託を、令和6年3月31日をもって廃止するものでございます。

私からは以上です。

竹原委員長 次、議案第34号 市道の路線認定について、お願いいいたします。

荒俣建設課長 それでは、議案集の34－1ページをお願いいたします。

議案第34号 市道の路線認定についてでございます。

次のページの34－2、お願いいいたします。

路線認定につきましては、記載のとおり、1路線でございます。番号につきましてはC－147番。路線名が杉本大窪線、起点が杉本で、終点が大窪であります。以上の1路線を新規路線として市道認定するものでございます。

路線認定の場所につきましては、議案資料集の147ページ、路線認定図をお願いいたします。

図面中央の実線で書かれたC－147番、杉本大窪線は、杉本地内の企業進出に伴うもので、路線の延長は775メートルであります。

本路線は、企業誘致対策として大型車両等の通行を可能とするため、起点の、図面右側ですが、県道堀江魚津線から、終点の、図面左側の市道本江栗山線、スーパー農道です、までの区間を今回市道認定し、現道が幅員約6メートルの農道であります。これを7メートルの道路として拡幅改良するものであります。

以上でございます。

竹原委員長 それでは、質疑に入ります。質疑のある委員は、挙手の上、発言願います。

中川委員 今ほど言われた杉本大窪線ですが、現在の6メーターを7メーターにするとい

うことを言わましたが、現在この南側のほうに、用水に並行して桜の木を植えたのがあるね。それが、枝がはみ出て、かなり道路を狭くしておる。昨年の暮れ、ちょっと切っておられたかな。あれは恐らくもっともっと伸びてくると思うがで、あれを何とかせんと、道路を1メーターぐらい広くしたって何にもならん。

櫻井商企画課長 中川委員さんがおっしゃったその桜の木の枝につきましては、建設課でこの道路拡幅工事、これが終わった後、同時に並行しながら、桜の木の枝も一度市のほうで、道にはみ出している部分、伸びている部分について伐採というか、枝打ちをする。それは建設課の予算の中で行う予定としております。

中川委員 そうすると、あんまり切ると、今度は桜の木の意味がないがになる。桜じゃないがになる。桜の枝だからあのような面影があって、お、きれいだとなるので、それをほとんど切ってしまったら、何やらわけが分からん。だから、その辺もよく考えて。

だから、道路をもっと広くすりやいいが。それで、私もここ、ときどき通るものだから、よくここで休憩されておる方の案内もあるがやちゃね。

そういうようなことも考えて、やはり道路はしっかりと。大型が通るがなら、なお。7メーターぐらいでちゃ、狭くてあかん。

それと、もう一点。スーパー農道へ合流するところ、ここについてもやっぱり車がかなり通りますから、信号をつけないと、なかなか進入できんと思うがやちゃね、この道路は。

スーパー農道からここへ入るがのことは入れると思うがだけど、ここから、進入がなかなか難しいが。

山手のほうのこの県道はそんなに通行量はないと思うけど、地元の人たちが通るあこの辺もまた考えて、交差点の安全を考えてほしいなと思う。

荒俣建設課長 ありがとうございます。

今ほどの交差点につきましては、この路線、これから、新年度早々、測量設計業務委託のほうを発注させていただきたいと思っていますので、設計の中で交差点の隅切りの長さだとか、大型が回れる隅切りの長さで設計していくものと思っております。

現在のところは、信号の設置は考えておりませんが、様子を見ながらといいますか、必要であれば、また今後、警察のほうに、協議していきたいと思っております。

中川委員 安全な道路ということを考えながら。せっかく桜が植えてあるがやから、安全な道路だと思うが。それを危険な道路にしないように。

原委員 関連なんんですけど、ちょっと今信号の質問をしようかと思ったら、信号は今のところは考えておらんということだったんですけど、市道ということになれば当然歩道といいうのはつける予定で計画されておるがでしよう。

荒俣建設課長 歩道の設置は考えておりません。車道幅が右左3メーターずつで、路肩が50センチということで、合計7メートルで想定しております。

原委員 今中川委員さんが言われたように、桜が咲けば町内の人の散歩コースになるというふうな話を聞けば、安全なことから言えば、やっぱりそれも、歩道といいうのもしっかりと想えていかないと、果たして安心・安全な道路なのか、市道になるのかということが気がかりでならんがです。7メーター幅じゃ、歩道は難しいでしよう。

水野市長 今、この道路の市道認定に関しては、皆さんご存じのように、企業誘致に関わるものでありますて、これで1年半ぐらい前から水面下でいろんな話がありまして、先ほど中川委員が言われるような、桜の木がもう道へ出ているような状況も確認しております。

ただ、今来る企業とすれば、大型車、4トン車がほとんどで10トンがたまにみたいがですけども、4トンが、要は擦れ違えるような最低限の幅員という形で、今6メーターあって、若干まだ田んぼまで余裕が、砂利のところがあるものですから、その部分だけ舗装を、幅を広げて、目いっぱい、擦れ違えるような。

これが今775メーター。これを、用地買収を含んで、田んぼ側の水路もやり直してやると、今のこの予算がほとんど、倍増まではいかないんですけども、それだけかかってしまいますので、費用対効果というか、その辺りも考えながら、7メーターの幅員で。

7メーターの幅員なら、車道、幅員2.75にしても歩道を取れるまではいかないので、そういった形で、4トン車が通りますので、車道幅3メーターにして、余白を0.5ずつ取って7メーターの幅員で、あとは車の通行に支障となる桜の枝の下打ち、枝打ちはさせていただこうかなという形で、企業側ともその点合意をいただいた上での、といった形の予算と市道の認定になるところであります。安全・安心はきっちりと守っていけるかなと思っています。

竹原委員長 よろしいですか。

原委員 はい。

竹原委員長 ちなみに、荒俣課長、ここの道路は、センターラインとか、そういう白線というものは引く予定なんですか。

荒俣建設課長 一応片側3メーターということになりますので、白線は引くつもりでおります。

竹原委員長 真ん中だけ。

荒俣建設課長 いや、路肩も。

竹原委員長 両サイド。

荒俣建設課長 両サイド。線、3本。

竹原委員長 そのほか、ございませんか。

資料集の137ページで、職員給与の、いわゆる在宅勤務に係る手当ですね。昨日も総務文教消防委員会で何かいろいろとあったらしいんですが、私が思うのは、何らかの理由で休んでおられる職員の方に仕事をしてもらうというイメージも若干あって、どういったシチュエーションで在宅勤務をしていただくのかちょっと分からぬとのと、例えば、じゃ明日から在宅勤務ねと言われたときに、どれだけの仕事量をお願いして、いわゆる上司が仕事量をどれだけ把握して、じゃ8時間、これでやって。これぐらいの仕事量なら1日だね。それ以上であれば2日間在宅でやってねというやり方にするのか。その勤務体系が一切見えないものですから、朝8時から5時までなのか、昼1時から晩の9時までなのか、そういう勤務体系は全部フリーにして、お任せしてしまった上で、業務の内容はどこまで、ここからここまでやってくださいという宿題形式にして在宅勤務していただくのか、あるいはリモートで何かするのか。そこら辺ちょっと見えないので、業務内容を教えてくれませんか。

水野市長 すみません、これは企業職員だけじゃなくて、要は、昨日も総務文教消防委員会で、職員のほうでも同じような形であったんですけども、これは、今、国家公務員がこの在宅勤務手当等を支給するという形で制度化したみたいで、富山県内で、これ、滑川はいち早く同じような形で、準じてこの制度を設けたと、昨日、総務課長のほうから説明もありました。

これに関しては、今朝の新聞にも出ていましたDXの推進も含めて、いち早くやるんだという形で、同じような制度設計を今上げたわけでありまして、まだ先ほど言われた、どれだけの業務を在宅でやるとか、どういった職員が対象となるのか、これは正直、私あまりそこまで詳しく聞かされていないんですけど、月額3,000円、この金額も国家公務員のこの制度に合わせた形の金額に設定したやに聞いています。

これで、ここに書いてあるように、一定期間以上継続して、一月当たり10日を超えて

というこの変更規定も含めて、こういう職員がまず出てくるのか、そこもまだ何とも言えないところでありまして、出してくればこういった形で対応するというふうにしか今私の段階では答えられないというか、それはまた総務課長等に聞いてみないとというか、そこまで詳しいことはまだ聞いていないので、今現在はここまでにさせてください。

竹原委員長 今からということなんですけども、いわゆるコロナだとかインフルエンザだとかになった際にはリモートワークというのは分かるんですけど、今後、やっぱり職員でも、電話が鳴れば、電話も取らなきやいけない。周りの方から、相談、ちょっとと言われれば、聞かんにやならん。打ち込み業務なんかは、集中したいんだけど全くできないという状況もあるのであれば、そういう業務を在宅でしてもらうというのも一つの方法なのかなと。作業効率的には私はいいと思いますので、どれぐらいの業務量、いわゆる業務の内容についてもそうですが、やっぱりいろいろ考えていただいて。

職員の皆さん、要は、打ち込んでいる途中に、何かせいと言われたら、多分腹が立つと思うんです。私も何かちょっかいを出されると、えい、やかましいと思ってしまうので、やっぱりそういう仕事をする際は、しっかり引き籠もってやっていただくのが一番いいのかなと思っていますので、使える制度であれば、使いやすい制度にぜひしていただければと思います。

あと、それと1点なんですけど、介護保険の条例改正のところで、今まで記録をするのに、「シー・ディー・ロム」と今片仮名で書いてあって……。ページを言いますね、46ページの下か、資料集で言うと。

小川課長から説明を受けた全部の条例には、「その他の見直し等」というところで、「「シー・ディー・ロム」等の特定の記録媒体を「電磁的記録媒体」に改める」と。ほかの条例も全部そう書いてあるがですよ。

今までではCD-ROMだったんかもしれませんけど、それから時代の変化とともにいろんな媒体が出てきたと。今後はどういった媒体にされるのか。さ、USBもあれば、サーバーもある。いろんな記録の仕方があると思うんですけど。

小川医療保健課長 ご指摘のとおり、CD-ROMというふうに記載してあったものですから、何かそれに限定された感がありまして、「等」とはなっておるんですが、電磁的記録媒体にしますと、もちろんUSBメモリーもそうですし、DVDのほうにもできますし、あとハードディスクですか、今ですとSSDのディスクというふうに多種多様になってきております。

ただ、容量的に必要なものであればD V D等でも取れますし、U S Bが手軽にできるということであればU S Bでというふうに考えられます。また、ハードディスクが適当で、そのまま保存もできますので、ハードディスクというのもそれに含まれるものですから、その業務に応じて保存していくものになると思います。

竹原委員長 はい。

そのほか、ございませんか。

尾崎委員 議案第26号の火葬場条例の改正ということで、料金の見直しですね、これ。

今説明を聞いていますと、平成16年から今年までということは、約20年間見直すことなくきたと。しかし、ここに書いてあるように、「近隣における同種使用料の状況を踏まえ」ということは、ほかの市を見たら、滑川がえらい安かったと。だから、燃料が高騰しておるわけだし、要は、使用料と経費の差がどんどん広がっていくものだから、亡くなつた方に、言い方はあれなんだけど、受益者負担という考え方で負担していただくということで、まずいいんですかね。

相沢生活環境課長 そのとおりでございます。

尾崎委員 市民以外の方のこの料金、5万5,000円ですか。これが実際にかかっている費用とほぼ同じというふうに言えるんですか。

相沢生活環境課長 まず、市内の方、1万5,000円ですけども、その設定のお話からさせていただきますけども、火葬場運営につきましては、消耗品とか燃料、電気料、いろいろあります。あと、いろんな業務で委託料等もございます。

今回、いろんな考え方、総合的な判断なんですけども、1つは委託料以外、いわゆる実費的なもの、そういうのをまず市民の方にご負担いただきましょうということで、それは現時点では大体そういう実費的なものは630万円が上がっております。それを毎年の平均人数で割りますと、1万4,000円ぐらい。それで、近隣の市町村の状況を見まして、今回1万5,000円というふうにさせていただきました。

これは市民の方は、当然委託料部分とかそういう部分は、日頃、市民税等でご負担いただいております。ただ、市外の方は、全くそういうような租税負担等はございませんので、市民の方よりもやはり幾らか多くいただかなければいけないと。あともう一つは、現況、特に市外の方が一番多くお使いなのは、6割ほどは富山市さんの方がいらっしゃるんです。

そういう意味では、富山市さんの料金、実際は富山市さんと同じ額なんですけども、

そういうようなものも参考にして、今回、設定をさせていただいたところでございま
す。

尾崎委員 分かりました。

そしたら、またこの辺は、いわゆる光熱費が今後も高騰していく。そういう変動を
見ながら、その実費に近い負担をしていただくという考え方で今後進めていくとい
うことですか。

相沢生活環境課長 そういう電気代等の今後の高騰状況がちょっと不明ですので、そこ
は何とも言えませんが、ただ実際、電気料など、ほかの消耗品といいますか、そういう
ものの上昇に応じて、毎年とか頻繁に変えることにもなかなかいかないので、やはり
数年おきと。今回の20年というのはちょっと長いかと思いますが、ある程度差が開いた
感が出たときには、当然見直しについて検討すると。そういう形にはなるかと思いま
す。

竹原委員長 よろしいでしょうか。

尾崎委員 はい、分かりました。

竹原委員長 そのほか、ございませんか。

中川委員 東福寺野自然公園ですが、バーベキュー広場を新設するとあるのですが、具
体的にどこでどうされるのか。

竹原委員長 中川委員、ちょっと勘違いされていると思いますので、北島都市計画課長、
詳しく教えてあげてください。

北島都市計画課長 今回のバーベキュー広場のものに関しましては、既存のバーベキュー
広場の使用料が十分に規定されていなかったものですから、明確に規定するとい
うことでルールに付け加えたものです。新しくバーベキュー広場を増設するという趣旨のもの
ではございません。

中川委員 分かりました。

竹原委員長 そのほか、ございませんか。

安達委員 26号、火葬場の件で、尾崎委員と大体一緒に思っておるんですが、私もこれ
以前に何回か質問もさせていただきました。今やっと上がったかなと思って見ていま
した。

これは、5,000円が1万5,000円、市民の方が相当料金にすれば上がりますから、当然
その周知を、誰もこういうときに高い安いは言わないと思うんですけど、5,000円という

一つの、もともとの何十年の歴史の中であったものですから、ぱっと5,000円は出されるがだけど、それが1万5,000円となったときに、あれっとならないように、まだ3か月ぐらいありますから、しつこいぐらいに、ちょっとやっぱりそこは強く周知していただきたいなと思います。

市外とかの方は、先ほど言わされたように、富山市の5万5,000円に準じてだろうなと思って見せていただきました。

これも昔、1体7万円というふうな試算がよく出ておったんです、正直。だから、まだまだ本当は安いんですけど、時代に沿ってそのようにされればいいなと思うんですけど、市外の方が増えておるということを課長がおっしゃったので、そうすれば市外の方が、まあまあ富山と一緒にありますけど、ちょっと減るのかなという気はしますけど、市民の方が優先なので、そこは別に減っても構わんという考えですよね。

相沢生活環境課長 まずは市の斎場でございますので、市民の方を優先して、ご負担をなるべく減らしたいという考え方でございます。

竹原委員長 よろしいですか。

安達委員 はい。

竹原委員長 そのほか。

ございませんね。

(質疑する者なし)

竹原委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて、付託案件に対する討論に入ります。

討論をご希望される委員の方は、お申出願います。

(討論する者なし)

竹原委員長 ございませんね。

申出がないので、討論を終結いたします。

それでは、これより、挙手により採決を行います。

議案第10号から第11号、議案第21号から第30号及び議案第33号から第34号の14議案を一括して採決を行います。

議案第10号 令和5年度滑川市一般会計補正予算（第9号）

第1表 歳入 所管部分

歳出 第2款 総務費（但し、市民課、生活環境課所管分）

第3款 民生費

第6款 農林水産業費

第8款 土木費

第14款 災害復旧費

第2表 繰越明許費補正

第3表 地方債補正

議案第11号 令和5年度滑川市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第21号 滑川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第22号 滑川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第23号 滑川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 滑川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第25号 滑川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第26号 滑川市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

議案第27号 滑川市東福寺野自然公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第28号 滑川市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第29号 滑川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第30号 滑川市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第33号 証明書等の交付等に係る事務の相互委託の廃止について

議案第34号 市道の路線認定について

以上の案件について賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

竹原委員長 賛成全員。よって、付託案件、議案第10号から第11号、議案第21号から第30号及び議案第33号から第34号の14議案については、原案どおり可決または承認すべきものと決定いたしました。

午後2時21分議決

竹原委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第3、その他事項で当局から何かありましたら、お願ひします。

梅原福祉課主幹 それでは、私のほうから、障害者相談支援事業業務委託契約に係る消費税の取扱いの誤認について報告させていただきます。資料等はございません。

障害者相談支援事業は、障がいがある方の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導、その他の支援を行う事業になります。

当事業は、滑川中新川圏域の4市町村で共同実施していますが、今回委託する際の消費税の取扱いに誤認があったことが判明しました。

誤りの原因としては、社会福祉法に基づく社会福祉事業は消費税が非課税とされていますが、相談支援事業は社会福祉事業には該当いたしません。そのため、本来、民間事業者に業務委託する際は消費税相当額を上乗せする必要があるところ、上乗せせず、また事業者も納税していませんでした。

経緯等ですが、県から当該誤認が全国で発生しており、注意する旨の事務連絡が届いたことで、誤りが発覚しました。県内他市でも同様の誤認があり、事業者が納付の所要額を精査し、2月21日に関係者で協議した結果、事業者は平成30年度から令和4年度分の5年分を修正申告する。延滞税は事業者が負担するということになりました。

当市の負担金額は5年合計で45万6,831円であり、今年度予算内で対応する予定です。

本市の契約事務に誤りがあったことを深くおわび申し上げます。今後、法令等の適切な解釈に努め、再発防止に取り組んでまいります。

以上でございます。

竹原委員長 それでは、今の件について、質疑ある委員の方、挙手の上、お願ひいたします。

ございませんか。

(質疑する者なし)

竹原委員長 それでは、委員の方から何かありますでしょうか。

(特になし)

竹原委員長 ございませんね。

それでは、以上で産業厚生建設委員会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後 2 時23分閉会